

重要事項説明書

1.事業者概要

事業者の名称 医療法人社団東方会おおやま病院

事業者の所在地 富山県富山市花崎 85 番地

法人種別 医療法人

代表者名 理事長 日置将

電話番号 076-483-3311

介護保険指定番号 1 6 1 0 1 1 7 1 7 6

医療保険コード 0 1 1 7 1 7 6

サービス提供地域 富山市・中新川郡

2.事業の目的と運営方針

事業の目的

指定居宅療養管理指導は、居宅要介護者を対象とし、医師が利用者に対してその居宅を訪問して心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理や指導を行うことにより利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とします。

運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のための適切なサービスの提供に努めます。

3.職員の配置

職 種 医 師

区 分 常 勤

勤務体制 病院と兼務

4.サービス提供時間 毎週月曜日から金曜日の 9：00～16：00

但し、国民の祝日及び 8 月 14 日～8 月 16 日、12 月 29 日～1 月 3 日除く。

5.利用料（1） 介護保険利用の場合は、介護報酬の告知上の金額とします。

居宅療養管理指導費（I） 1 回（1 単位 1 0 円）

（1）単一建物居住者 1 人に対して行う場合 515 単位 1 割負担の場合（515 円）

（2）単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 487 単位 1 割負担の場合（487 円）

（3）（1）及び（2）以外の場合 446 単位 1 割負担の場合（446 円）

居宅療養管理指導費（Ⅱ） 1 回（1 単位 1 0 円）

- （１） 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 299 単位 1 割負担の場合（299 円）
- （２） 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 287 単位 1 割負担の場合（287 円）
- （３） （１）及び（２）以外の場合 260 単位 1 割負担の場合（260 円）

※居宅療養管理指導費（Ⅱ）は、医療保険の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合
居宅療養管理指導費（Ⅰ）は、それ以外の場合

交通費

- ・富山市、中新川郡在住のご利用者は無料です。
- ・上記区域以外のご利用者は、運営規程の料金表を案内し同意の上、交通費を請求させていただきます。

6.料金の支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をさせていただきますので、病院の受付でお支払下さい。その際に領収書を発行致します。

7.事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに適切かつ必要な措置を行い、ご家族にも連絡をして必要に応じて市町村にも連絡を行います。また当方の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、その損害を賠償致します。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。

9. 連携

居宅療養管理指導の提供に当たり介護支援専門員、保険医療サービスまたは福祉サービス提供する業者等と密接な連携に努めます。

10.虐待およびハラスメントに関する禁止事項と対応について

虐待を発見した時は、担当の介護支援専門員へ報告し連携を取りながら対応を致します。当施設職員による利用者並びに家族へのモラルの強要並びに性的嫌がらせを禁じます。また利用者並びに家族からのモラルの強要並びに性的嫌がらせを禁じます。事故発生時には、苦情対応と同様の対応により解決に努めます。また、市町村等への連絡を行い、指導を仰ぎます。

11. 苦情処理

提供した居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため窓口担当者を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ利用者及び家族に説明します。

苦情等申立先 窓口担当者 外来看護師

ご利用時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

ご連絡方法 電話 076-483-3311 (おおよま病院受付)

行政機関とその他受付機関

富山市福祉保健部介護保険課 富山市新桜町7番38号

電話番号 076-443-2193

富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野字豆田995番地の3

電話番号 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山県富山市安住町5-21

電話番号 076-432-3280

12. 秘密保持

(1) 事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

(2) 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

13. 利用者及び利用者の家族の個人情報の提供について

サービス担当者会議などに、利用者及び利用者の家族の個人情報を提供することに対して同意を求めます。※一部又は全部を制限する事ができます。但し、全部を制限した場合は、居宅療養管理指導を提供できない場合があります。

14. 虐待防止

事業所では、利用者の権利擁護・虐待の発生又はその再発防止のため、虐待防止のための指針および委員会を設置し対策の検討を行います。また事業所では、研修会を定期的に開催しています。

サービス提供中に当該従事者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

15. 身体拘束

サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ない場合は、その様態などを記録します。事業所では、指針および委員会を設け研修会などを行います。

16. 業務継続計画

感染や自然災害などの発生において利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定し定期的に研修や訓練を行います。

17. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

18. その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために利用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者負担となります。

上記について、利用者（又はその代理人）に説明を行いました。

年 月 日

所在地	富山県富山市花崎85番地
名 称	医療法人社団東方会おおやま病院
代表者	院長 日置将

説明者氏名

㊞

私は、本書面により事業者から居宅療養管理指導についての重要な事項について説明を受けました。

利用者（契約者）

住所

氏名

㊞

利用者の代理人（契約者の家族等）

住所

氏名

㊞

緊急連絡先